平成２４年（フ）第３９３号
福井市春日３丁目1606番地　プラセール春日301号
破産者　山田まなぶ
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
福井市高木２丁目1201番地２
破産者　武藏とし子
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
鹿児島県いちき串木野市湊町４丁目80番地
破産者　富岡　安洋
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１０７号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地10―112、開始決定時の住所京都市山科区西野楳本町93番地６
破産者　原田　勝美
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６２号
京都市山科区大塚高岩１番地62
破産者　久内　一樹
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
大阪府東大阪市東石切町６丁目７番61号
破産者　吉留　和子
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７１３号
広島市佐伯区藤垂園15番６号
破産者　田中沙菜美
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
宮崎県日南市南郷町南町11番地２　ハウディー南郷301号
破産者　内田　義彦
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２２２号
大阪府和泉市室堂町782番地の33、前住所大阪府堺市美原区南余部227番地３
破産者　髙原建設工業こと　髙原　和利
1　破産債権の届出期間　平成25年８月29日まで
2　一般調査期日　平成25年10月29日午後１時30分
平成25年７月30日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
福井県越前市平出３丁目６番２号
破産者　福田　　優
1　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
2　一般調査期日　平成25年10月22日午前10時45分
平成25年７月30日
福井地方裁判所民事部破産係

破産管財人氏名変更

平成２４年（フ）第２７５９号
札幌市東区北24条東16丁目１番４号
破産者　株式会社ヴィサージュ
破産管財人　林　眞紀世は、氏名を変更した。
新氏名　佐藤眞紀世
平成25年７月29日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７７５号
札幌市南区澄川３条１丁目９番45号
破産者　若林　貴樹
破産管財人　林　眞紀世は、氏名を変更した。
新氏名　佐藤眞紀世
平成25年７月29日
札幌地方裁判所民事第４部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１号
千葉県香取市上小川680番地
破産者　北崎　幸三
免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
平成25年７月30日　千葉地方裁判所佐原支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０４８号
東京都中央区銀座６丁目13番16号
清算株式会社　八街工業株式会社
代表清算人　鏡　　高志
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０５２号
東京都渋谷区広尾１丁目１番39号恵比寿プライムスクエア
清算株式会社　株式会社ジンファクトリー
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第５号
愛媛県松山市末町乙267番地１
清算株式会社　松山温泉開発株式会社
代表清算人　坪内　洋輔
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０１９号
東京都港区高輪３丁目12番８号
清算株式会社　株式会社エスシステム
代表清算人　佐藤　貴則
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
⑴　定義
本協定において次の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
①　派遣会社等債権　協定債権のうち白川真帆、株式会社アイ・ディ・アクセス、株式会社パワーネット、株式会社インテリジェンス、株式会社ニキセールスパートナー、株式会社ハイタッチ及び株式会社ザ・ラゲージの有する各債権（利息債権及び遅延損害金請求権を除く。）
②　仕入に係る債権　協定債権のうち株式会社ラ・コロール、有限会社ワンウェイ、澤田株式会社、株式会社マックス・インターナショナル、東光リミー株式会社、三澤株式会社、照手株式会社及び株式会社ウィズコンビクションの有する各債権（利息債権及び遅延損害金請求権を除く。）